



# 農業委員会だより



豊穰の秋 9月3日に始った工藤誠一さん方(鶴野)での稲刈り

## 第2号の発行によせて



七飯町農業委員会  
会長 久保田 隆博

日頃より七飯町農業委員会活動にご協力を頂きお礼を申し上げます。

本紙の趣旨は農業者へは意欲の喚起と、町民の皆様に対しては食糧の泉源である農地、それを守る農業委員会活動を知って頂くことが食糧の安全確保に繋がると期待しております。

戦時中国民の食糧を確保するために農地転用が国家の統制となり、戦後の農地改革では小作制度の廃止、地主から国家が農地を買い取り、その農地を耕作者に売渡し、1952年に農地法が制定され改正を重ねて今日に至っています。

このように農地法の原点は農地を買い、借りる権利は耕作者のみです。それは時代の背景にある食糧危機への対処です。

世界の国が飢餓による人口の減、人類の移動を経験しています。日本の食糧需給率が40%まで下がってしまった現実がこれからどういうことを意味して行くのか演繹的に解釈する必要があります。

前述したことは本紙を読むにあたり、先に知って頂ければ何のために活動しているのかを深くご理解いただけると思います。

### 主な内容

- 会長あいさつ…………… 1p
- 農業委員会の役割…………… 2P  
農業委員会総会
- 活動報告…………… 3P  
主要農作物の生育状況
- 七飯町の農業のはじまりは…………… 4P  
農業委員の声  
農地パトロールの実施について  
編集後記

# 農業委員会の役割

## ◎農業委員会の性格と業務について

農業委員会は、地方自治法及び農業委員会等に関する法律（以下、「農業委員会法」）によって市町村に設置が義務付けられ、公職選挙法を準用した選挙によって選ばれた農業委員を中心に構成される合議体の行政機関です。

農業委員会が行う業務は農業委員会法第6条に規定されており、主に3つに区分されます。

### ①法令に基づく必須業務（農業委員会法第6条第1項）

農業委員会のみがその権限に基づいて行う業務で、農地の権利移動についての許可や農地転用の業務を中心とした農地行政の執行をはじめ、農地に関する資金や税制などにかかわる業務も含まれ、地域における土地利用の在り方を踏まえた優良農地の確保と有効利用にとつて特に重要な業務となっています。

### ②農業振興に係る業務（農業委員会法第6条第2項）

農業委員会の専属的な業務（法令業務）ではありませんが、農業者の公的代表機関として農

地の利用調整を中心に地域農業の振興を図っていくための業務です。育成すべき農業経営の目標を定めた市町村の「基本構想」の実現に向けた認定農業者の育成や農地の利用集積、農業経営の法人化等を進める取り組みが強く期待されています。

また、農業および農業者に関する調査研究や情報提供に関する業務についても、農業の発展と農業者の地位向上を図ると共に各種業務を円滑に行う基盤として位置づけられています。

### ③意見の公表、建議及び諮問に対する答申（農業委員会法第6条第3項）

農業委員会の行政機関としての性格ではなく、農業者の公的代表機関としての性格を前面に押し出したもので、地域内の農業および農業者に関するすべての事項について、意見を公表したり、行政庁に建議し、或いは行政庁からの諮問に応じて答申する業務です。

地域の農業や農業者の立場に立って、進むべき方向とこれを実現するための政策の在り方を明らかにしていくことは農業者の代表として選ばれた農業委員で構成される農業委員会の大事な役割です。

# 農業委員会総会の開催

総会は、合議体である農業委員会の最高議決機関です。通常会長が招集し、月1回開かれています。

この総会は、農業委員会等に関する法律第6条で農業委員会が処理すべき事項を審議あるいは協議し、決定していく場です。

平成24年度、今後の農業委員会総会開催予定日は次のとおりです。

総会名	開催日	開催場所	等期限 申請書提出 の可提の
第17回	平成24年10月25日(木)	農業委員会会議室	10月11日(木)
第18回	平成24年11月26日(月)	〃	11月12日(月)
第19回	平成24年12月21日(金)	〃	12月7日(金)
第20回	平成25年1月23日(水)	〃	1月10日(木)
第21回	平成25年2月25日(月)	〃	2月12日(火)
第22回	平成25年3月25日(月)	〃	3月11日(月)

※日程は変更になる場合があります。農業委員会事務局にお問い合わせください。

# 総会で決まったことをお知らせします

## 第11回 平成24年4月25日

- ・農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）1件……………（可決）
- ・農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）4件……………（可決）

## 7件……………（可決）

- ・土地の現況証明願について4件……………（可決）
- ・農地移動適正化斡旋申し出について……………（可決）

## 第12回 平成24年5月25日

- ・農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）3件……………（可決）
- ・農用地利用集積計画の決定について（賃貸借・使用貸借）4件……………（可決）
- ・土地の現況証明願について2件……………（可決）
- ・農地移動適正化斡旋申し出について……………（可決）

## 7件……………（可決）

- ・農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）1件……………（可決）
- ・農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）3件……………（可決）
- ・土地の現況証明願について2件……………（可決）
- ・農地移動適正化斡旋申し出について……………（可決）

## 第13回 平成24年6月26日

- ・農地法第4条の規定による許可申請について（知事許可）1件……………（可決）
- ・農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）2件……………（可決）
- ・農用地利用集積計画の決定について……………（可決）

## 7件……………（可決）

- ・農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）2件……………（可決）
- ・農地移動適正化斡旋申し出について……………（可決）

## 第14回 平成24年7月25日

- ・農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）1件……………（可決）
- ・農用地利用集積計画の決定について……………（可決）

## 7件……………（可決）

- ・農地法第3条の規定による許可申請について……………（可決）
- ・農地移動適正化斡旋申し出について……………（可決）

# 活動報告

9月26日

## 流山農地調査



東大沼・軍川地区で営農している、農業生産法人「(株)流山」所有農地の利用状況について、昨年に続き委員全員で調査を行いました。

当日は社長の宮本さんより今年の作付け状況や今後の営農予定について説明を受けました。

9月4日～5日

## 視察研修



例年委員研修の一環として実施しております視察研修を本年は、南幌町の農業生産法人(有)ほなみ・恵庭市の農業生産法人(有)余湖農園を訪問し、法人化営農の状況説明や大規模区画の圃場やハウスを視察しました。翌日は蘭越町農業委員会へお邪魔し、昨今の課題であります「耕作放棄地解消に向けた取り組み」について、先進的な蘭越町の取り組みについて学習しました。

### ■主要農作物の生育状況（本年）

今年も暑さが続き雨の少ない夏でしたが、気になる主要な農作物の生育状況を、渡島農業改良普及センターのホームページで確認してみました。（一部抜粋し掲載しています。）

（資料：渡島農業改良普及センター）24.9.1 現在

区分	項目	生育状況				評価事項（5段階評価）			
水 稲 (ふっくりんこ)		稈長 cm	穂数 本/m <sup>2</sup>	穂長 cm	遅速	出芽	苗	活着	登熟
	本年	79.3	580.2	16.2		4	3	4	3
	平年	76.9	590.0	16.2		摘 要	好天により登熟は順調にすすんでいる		
	比較	103%	98%	100%					
	評価	平年並	平年並	平年並	5日早	やや良	並	やや良	並
馬鈴しょ (トヨシロ)		いも数 個/株	1個重 g/株			萌芽	品質	規格内	澱粉価
	本年	8.6	106.5			3	3	3	4
	平年	9.7	96.5			摘 要	好天続き作業順調。肥大は良好で澱粉価はやや高い		
	比較	89%	110%						
	評価	少ない			±0日	並	並	並	やや高
りんご (つがる)		縦径 mm	横径 mm	体積 cm <sup>3</sup>		着花	結実	着果	
	本年	72.2	81.4	237.2		3	4	4	
	平年	70.8	79.6	222.8		摘 要	好天により果実肥大は良好		
	比較			106%					
	評価			やや大	4日早	中	やや多	やや多	
サイレージ用 (とうもろこし)		葉数 枚	稈長 cm			出芽			
	本年	18.6	295.5			5			
	平年	17.7	276.8			摘 要	高温により生育は進んでいる		
	比較	105%	107%						
	評価	平年並	やや長い		4日早	良			



# 七飯町の農業のほびまいは？

七飯町は、明治2年にプロシア（現ドイツ）人、R・ガルトネルが、洋種農作物の栽培を行ったことが、当町における近代農業の契機となり、西洋農業発祥の地として、現在の北海道農業の先駆となっております。

現在の農業の中心は、水稲をはじめ大根・人参・ねぎ・馬鈴薯などの畑作、りんご・ぶどうなどの果樹、酪農、畜産と全般に渡っており、カーネーションをはじめとする花き栽培も近年は盛んです。

## ●エドウィン・ダンと近代農業 ●七飯のりんごの生みの親—ガルトネル

七飯の近代農業、ひいては日本の近代農業の黎明は、安政2年（1855年）の箱館開港から始まります。この時、七重（今の七飯）は外国人の遊歩地区に指定され、外国船に食糧を供給するため、いち

早く西洋農法が取り入れられたといわれます。

榎本軍との契約により、プロシア人のガルトネルが借り入れた大規模な耕地は、箱館戦争の後、明治新政府の手に引き継がれ、七重官園となりました。官園では様々な作物の栽培を行ったほか、エドウィン・ダンら外国人教師などの指導を受け、農業の近代化に大きな足跡を残しました。

官園は農事試験場の冠称で、名称は七重開墾場、七重農業試験場、七重勸業課試験場と変わりながら明治27年まで続きました。その間日本農業への貢献は大きく、りんごやぶどうなど多くの作物を広める契機になりました。七飯の果樹は、ガルトネルの伝統を受け継いでいます。

スターキング、つがる、レッドゴールドなど、どれも伝統と風土が育てた名作です。また、この農場の実習生たちは、のちに北海道開拓に大きな足跡を残しました。

## 農業委員の声



宅見 孝男 委員

親の後を継いで45年、農業委員に推薦され15年。地域の皆さんの役に立っているのか、委員としての役割を果たしているのか、反省するところであり農業委員として立場の重さを実感しております。

WTO・FTA等農業交渉は予断を許さない状況にあり、石油・肥料・飼料等の価格の高騰などで農業経営は圧迫化されております。

このような農業情勢にありますが、農地は単なる生産の

場だけではなく、地域の環境保全等の維持にも大きく貢献していることを忘れてはならないと思います。

今後とも農業委員会に対し、ご理解ご協力をお願い申し上げます。



芦野 茂 委員

二期目を向かえ、まだ未熟ではありますが、月に一度の総会において行われる、七飯町の農地の運用や管理と、毎月重要な案件の報告・審議に身の引き締まる思いでおります。

農地を守る事は、基本的には農業者等の管理であると思

## 農地パトロールの実施について

農業委員会では、農地法第30条に基づく農地利用状況調査（農地パトロール）を平成24年10月中旬に実施いたします。

農地利用状況調査は、農業委員会が毎年町内の農地の利用状況を確認し、遊休農地になっている農地の所有者に対して、耕作等を行うこととなります。

調査の際には、調査員が農地等へ立ち入って確認する場合がございますので、何とぞご理解をいただきます。

## 編集後記

農業委員会だより第2号の発行にあたり、町民の皆さまには農業委員の役割・活動内容等を少しでも理解していただけると幸いです。

また、発行に協力をいただいた委員や関係者の方々に心より感謝申し上げます。

今後ともより良い「委員会だより」を作成していきたいと思っておりますので、ご意見ご感想を心よりお待ちしております。

編集委員

宮田 学

青山 染義  
小森 久司  
芦野 茂

## ★編集・発行

七飯町農業委員会  
事務局（役場内）

〒0441-1192

七飯町本町6丁目1-1

☎65-12519（直通）

FAX 65-19280